

規則

さいたま緑の森博物館管理規則の一部を改正する規則を、以下に公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第四十七号

さいたま緑の森博物館管理規則の一部を改正する規則

さいたま緑の森博物館管理規則（平成十七年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削る。

附 則

- 1　この規則は、公布の日から施行する。
- 2　この規則による改正前のさいたま緑の森博物館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。